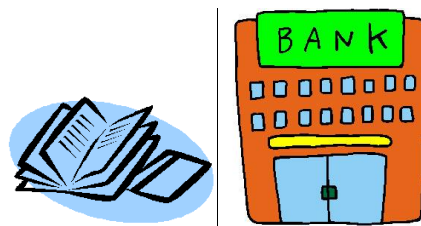


## 別居扶養の認定にかかる経済的援助の確認方法について

★ 平成23年4月1日以降、別居扶養をする場合の認定申請の際には、経済的援助について、金融機関の振込票の写しや送金記録のある預金通帳の写しなど、客観的に事実確認できる書類が必要です。



『手渡し証明書』での申請は認定できません！

★ すでに別居扶養で認定されており、手渡しで経済的援助を行っている組合員についても、必ず金融機関を介して送金する方法に変更してください。

★ 金融機関の振込票の写しや送金記録のある預金通帳の写しなどは、被扶養者にかかる確認調査を行う際に必要となりますので保管しておいてください。

◆ 当組合では、別居している方を被扶養者として認定する要件として、以下の事柄を確認しています。

1 続柄

父母、祖父母、配偶者、子、孫、**弟妹**であること。(平成28年10月1日より**兄弟**も認定可能。)

2 年間収入

130万円未満(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は年収180万円未満)であること。

3 組合員が生計維持の中心的役割を果たしていること

認定対象者1名につき最低必要額年間65万円以上、または認定対象者に年間65万円以上の収入がある場合はその収入額を上回る額の経済的援助を行っていること。

※ ただし、上記の基準を満たしていても、組合員の他にも扶養義務者がいる場合は、当該認定対象者との同居別居の別、当該扶養義務者の収入や加入保険等の状況により認定できない場合もあります。

■ 平成27年5月から別居の基準が新しくなりました。(詳細については、次ページ以降をご参照ください。)

## 別居扶養認定基準

平成27年5月1日適用

- (1) 別居扶養可能な続柄であること
- (2) 対象者の恒常的な年間収入が130万円（障害年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者は180万円）未満であること
- (3) 対象者の生活を維持するための経済的援助として、年間65万円以上かつ対象者の収入以上の送金を組合員が行っていること
- (4) 次のアの基準を満たすこと  
ただしアを満たさない場合でもイを満たす場合は可

$$\text{ア} \quad \frac{(\text{組合員収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員} + \text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者}}$$

$$\text{イ} \quad \frac{(\text{組合員同居世帯収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者}}$$

※ 対象者が複数いる場合、それぞれ個別に算出するが、対象者同士が同居の場合には合計での算出「(組合員からの送金合計額+対象者収入合計) / 対象者人数」とする。

- (5) 対象者と同居する親族が加入する健康保険が被用者保険の場合は認定不可
- (6) 対象者に配偶者がいる場合は夫婦相互扶助による収入基準内であること

注1) 経済的援助は金融機関を通じた振込等によるものとし送金日、金額、送金者氏名等が客観的に事実証明できる方法を必要とし、毎月送金を原則とする。

注2) 対象者が18歳未満の場合又は学生である被扶養者(子)が遠方地で下宿等するため別居となった場合のみ(4)の基準を適用しない。

Q1 別居扶養できる続柄がよくわかりません。

A1 配偶者（届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、子、父母、孫、祖父母、弟妹と定められています。

Q2 なぜ対象者の収入以上の送金が必要なの？

A2 被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持するものと定められています。そのため、対象者の総収入の半分以上が組合員からの経済的援助による場合には、組合員が対象者の生計を主として維持しているものと判断します。

Q3 対象者の収入が年間 55 万円の場合に、なぜ年間 65 万円の送金が必要なの？

A3 被扶養者の収入条件は年間 130 万円未満と定めがあり、この金額は生活に必要な最低金額の目安とされています。そのため、対象者の生計維持に必要な 130 万円の半分以上を組合員が援助している場合を主として組合員の収入により生計を維持するものと判断します。

Q4 経済的援助の方法は現金の手渡しではいけないのか？

A4 当組合の財源は組合員の掛金と事業主である大阪市の負担金の折半によりなりたっており、相互扶助理念のもと組合事業を運営していることから適切な給付を行う必要があります。そのため手渡しによる申告だけでは扶養の事実確認ができないため、平成 23 年 4 月 1 日からは客観的な事実確認を行う手段として金融機関等を通じた送金を必要とし、透明性の高い扶養認定処理としています。

Q5 なぜ送金基準に上限額が設定されたのか？

A5 扶養される側の生活を支えるためとはいえ、扶養する組合員側の生活に支障がでるような状況に陥ることは親族間の相互扶助の理念から逸脱することとなるため、「組合員世帯生活費」が「別居被扶養者世帯生活費」を下回ることが無いよう送金基準に上限額を設定し、社会通念上の妥当性を確保しています。

Q6 「組合員の収入」はどのような収入を見るのか？

A6 向こう 1 年間の収入額を簡易に計算できるものとして下記①を原則とし、必要に応じて②による直近の年間収入も可とします。

① 給料月額×1.25×16<sup>\*</sup> ※定例給料+賞与の目安

② 直近の年間収入。例) 源泉徴収票、年末調整明細、所得証明、確定申告書など

Q7 「同居世帯収入」は、どのような収入を見るのか？

A7 向こう1年間の収入額を簡易に計算できるものとして下記①を原則とし、必要に応じて②による直近の年間収入も可とします。

- ① 給料等の月収×12
- ② 直近の年間収入。例) 源泉徴収票、年末調整明細、所得証明、確定申告書など

Q8 平成27年5月1日から追加される基準の具体的な事例を教えてください。

A8 年収600万円の組合員(子1名を扶養)が、一人暮らしの母(遺族年金と基礎年金で170万円の収入)を扶養する場合

ア 
$$\frac{(\text{組合員収入}-\text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員}+\text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額}+\text{対象者収入})}{\text{対象者}} \quad \text{にあてはめると}$$
$$\frac{600\text{万円}-170\text{万円}}{1\text{人}+1\text{人}} \leq \frac{170\text{万円}+170\text{万円}}{1\text{人}} \quad \text{となり}$$
$$215\text{万円} \leq 340\text{万円} \quad \text{であるため不可}$$

ただし、組合員と同居する配偶者の年収が590万円ある場合には

イ 
$$\frac{(\text{組合員同居世帯収入}-\text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額}+\text{対象者収入})}{\text{対象者}} \quad \text{にあてはめると}$$
$$\frac{600\text{万円}+590\text{万円}-170\text{万円}}{3\text{人}} \geq \frac{170\text{万円}+170\text{万円}}{1\text{人}} \quad \text{となり}$$
$$340\text{万円} = 340\text{万円} \quad \text{であるため可}$$